

川崎市国際交流員に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治体国際化協会(以下「自治体国際化協会」という。)が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」により、川崎市(以下「市」という。)において国際交流活動に従事する外国青年について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 国際交流活動に従事する外国青年の職の名称は、「国際交流員」とする。

(身分)

第3条 国際交流員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(定数)

第4条 国際交流員の定数は1名とする。ただし、現に任用している国際交流員の任用期間の満了前に、自治体国際化協会の斡旋を受けて、新たに任用する国際交流員の任用期間が始まる場合は、現に任用している国際交流員の任用期間において、この限りでない。

第2章 職務

(国際交流員の職務)

第5条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 市の行事への参加、外国人の応接補助、通訳、国際交流事業の企画立案及び実施に対する助言等の国際交流活動
- (2) 市の事務に係る書類の英語翻訳及び監修
- (3) 市内の民間国際交流団体に対する助言及び協力
- (4) 市の職員等に対する外国語の指導

(5) その他所属長が必要と認める職務

第3章 任用期間及びその終了

(任用及び任用期間)

第6条 国際交流員は、「語学指導等を行う外国青年招致事業」により自治体国際化協会からの斡旋を受けて、任用する。

2 国際交流員の任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で指定する日までとする。

3 前項の任用期間満了後において、市及び国際交流員の双方が合意した場合は、人事評価等による国際交流員として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、再度の任用により引き続く任用期間が5年を経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(勤務条件の明示)

第7条 会計年度任用職員の任用に際しては、その者に対して任用期間、給与、勤務時間その他の勤務条件を明示しなければならない。

(退職、失職及び免職)

第8条 国際交流員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職するものとする。

(1) 任用期間が満了したとき。

(2) 退職を願い出て承認があったとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 任用を必要とする事由がなくなったとき。

2 真にやむを得ない理由により、任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

3 国際交流員が法第28条第4項の規定の適用を受けるときは、その職を失

う。

4 国際交流員が次の各号のいずれかに該当するときは、免職することができる。

(1) 法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当し、分限処分として免職するとき。

(2) 法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当し、懲戒処分として免職するとき。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため国際交流員に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って国際交流員を解職することができる。

第4章 報酬その他の給付

(住宅)

第9条 市長は、国際交流員が居住するための住宅及び家具を借り上げる。

2 国際交流員は家賃及び家具の全額を負担する。ただし、国際交流員の赴任に伴う入居又は退任に伴う退去が月の中途の時は、当該月にかかる負担の額は、日割計算によることとする。

3 前2項の規定は、国際交流員が市長が借り上げた住宅及び家具を使用しない場合には、適用しない。

(給与)

第10条 国際交流員の給与については、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号。以下「会計年度給与条例」という。）

第20条の規定に基づき、会計年度給与条例第2条から第19条までの規定にかかわらず、本条から第12条までに定めるものとする。

2 国際交流員の給与の種類は、基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対す

る報酬をいう。以下同じ。)並びに通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬とする。

3 国際交流員の基本報酬の額は、最初の任用からの年数に応じ、次に定める額とし、日本国内において所得税及び住民税が賦課される場合には、国際交流員が負担する。

(1) 任用1年目 月額 335,000円

(2) 任用2年目 月額 345,000円

(3) 任用3年目 月額 355,000円

(4) 任用4年目及び5年目 月額 360,000円

4 通勤手当に相当する報酬は、会計年度給与条例第7条の適用を受ける会計年度任用職員の例により、支給する。

5 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬は、会計年度給与条例第9条から第11条までの適用を受ける会計年度任用職員の例により、支給する。

6 基本報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

7 国際交流員の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月にかかる基本報酬の額は、正規職員の例により計算した額とする。

8 基本報酬の勤務1時間当たりの額は、基本報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。この場合において、1週間の勤務時間は、川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則(令和元年川崎市人事委員会規則第7号)第7条第2項の例により計算した時間とする。

9 月の中途から勤務を開始した国際交流員が第6条第3項により再度任用さ

れ、基本報酬の額に異動が生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。この場合において、その報酬額は、その月の勤務を要する日を基礎として日割によって計算する。

(基本報酬の減額)

第11条 国際交流員が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第8項の規定により計算した勤務1時間当たりの額を翌月以降の前条第3項の基本報酬から減額して支給するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(旅費及び費用弁償の等級)

第12条 会計年度給与条例第23条第4項の規定に基づき定める川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の等級は、同表の4等級とする。

(渡航費)

第13条 市長は、国際交流員が赴任及び帰国のために要する渡航費を負担する。ただし、帰国のための渡航費は、勤務地から出身国の国際空港までの旅客運賃及び旅行雑費により計算するものとし、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす国際交流員に対して支給するものとする。

(1) 第6条第2項の任用期間を満了することが見込まれること。

(2) 任用期間満了日の翌日から1か月以内に、日本において市又は第三者と雇用契約に入らないこと。

(3) 任用期間満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国の

ために日本を出発すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国のための渡航費を支給することができる。

(損害賠償)

第14条 市長は、国際交流員が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇

(勤務時間)

第15条 国際交流員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について原則として、35時間とする。

- 2 国際交流員の勤務時間の割り振りは、午前9時15分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、国際交流員が自由に使用できるものとする。この場合において、所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要があるときは、休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(週休日及び休日)

第16条 国際交流員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。

- 2 国際交流員の休日については、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第7条の例による。

(週休日の振替等)

第17条 国際交流員の週休日の振替等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）

第5条に定めるところによる。

(休日の代休日)

第18条 国際交流員の休日の代休日については、勤務時間条例第7条の2の例による。

(時間外勤務)

第19条 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、業務上やむを得ないと認められるときは、国際交流員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命ずることができる。

2 育児又は介護を行う国際交流員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、勤務時間条例第8条の2の例による。

(休暇)

第20条 国際交流員の年次休暇、特別休暇、病気休暇、介護休暇及び介護時間については、次条に定める夏季休暇のほか、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条から第13条までに定めるところによる。

(夏季休暇)

第21条 国際交流員は、1の年（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。）において5日の範囲内において、夏季休暇を受けることができる。ただし、6月1日から10月31日までの間に新たに任用し、又は任用を更新しない場合は、次の日数の範囲内とする。

6月1日から10月31日までの間に新たに任用する					任用を更新しない場合				
6月任用	7月任用	8月任用	9月任用	10月任用	6月退任	7月退任	8月退任	9月退任	10月退任
5日	5日	3日	1.5日	—	2日	2日	3日	5日	5日

2 前項の夏季休暇は、6月1日から10月31日までの間において、原則と

して1日を単位として受けるものとする。ただし、所属長が業務に支障がないと認めた場合には、半日を単位として受けることができる。

(職務専念義務の免除)

第22条 国際交流員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年川崎市条例第17号）第2条の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けることができる。

2 前項の規定により職務に専念する義務の免除を受ける場合は、その勤務しない1時間につき、第10条第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは減額しないものとする。

- (1) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号及び川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第8号）第2条第1項第6号から第12号までに掲げる場合
- (2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談を行う場合
- (3) 人事評価に関する苦情相談を行う場合
- (4) その他市長が特に認める場合

(育児休業及び部分休業)

第23条 国際交流員の育児休業及び部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の定めるところによる。

(勤務禁止)

第24条 国際交流員が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、当該国際交流員を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をし

ていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職としたときは、その勤務しない期間中の基本報酬については、支給しないものとする。

第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第25条 国際交流員は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第26条 国際交流員の人事評価については、その任用期間ごとに、他の会計年度任用職員の人事評価に準じて行うものとする。

(職務専念義務)

第27条 国際交流員は、この要綱に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第28条 国際交流員は語学指導等を行う外国青年招致事業及び地方公務員としての職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第29条 国際交流員は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(政治的行為の制限)

第30条 国際交流員は、法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第31条 国際交流員は、同盟罷業、怠業その他の法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第32条 国際交流員は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第33条 国際交流員は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

(宗教活動等の制限)

第34条 国際交流員は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

第7章 社会保険及び公務災害補償等

(社会保険の適用等)

第35条 国際交流員に対する社会保険の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

2 国際交流員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(公務災害補償)

第36条 国際交流員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償につい

ては、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（公務外の災害補償）

第37条 市長は、海外旅行傷害保険契約の締結により、国際交流員が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

第8章 その他

（定めのない事項）

第38条 この要綱に定めのない事項については、法、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

（委任）

第39条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和3年11月15日に任用した国際交流員に関する特例措置）

2 令和3年11月15日に任用した国際交流員の基本報酬については、同日から令和4年7月31日までの期間を1年とみなし、同年8月1日から任用2年目の額を支給する。この場合において、当該国際交流員の退職の日までは、引き続き当該期間を1年とみなし、基本報酬を支給するものとする。

（令和4年11月29日に任用した国際交流員に関する特例措置）

3 令和4年11月29日に任用した国際交流員の基本報酬については、同日から令和5年7月31日までの期間を1年とみなし、同年8月1日から任用2年目の額を支給する。この場合において、当該国際交流員の退職の日まで

は、引き続き当該期間を1年とみなし、基本報酬を支給するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。